令和７年

春の全国交通安全運動推進要綱

目的

この運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

令和7年4月6日（日）から15日（火）までの10日間

　（準備期間：3月１7日（月）から4月５日（土）まで）

交通事故死ゼロを目指す日　４月10日（木）

運動の重点

全国重点

○こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい

横断方法の実践

○歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシート

の適切な使用の促進

○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

スローガン

ヘルメット　かぶるあなたは　かっこいい

運動の進め方

交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になっていることから、交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう効果的に運動を展開する。

○関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。

○ＳＮＳ等の活用など、時代に即した取組等を通じて、広報啓発活動を実施する。

○交通事故被害者等の視点に配慮した広報啓発活動を実施する。

○本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をする。

４月の府内一斉交通安全指導日

４月８日（火曜日）ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日

４月１０日（木曜日）交通事故死ゼロを目指す日

４月１５日（火曜日）近畿交通安全デー、交通安全家庭の日、高齢者交通事故ゼロの日、シートベルト着用徹底の日

４月２１日（月曜日）ノーマイカーデー、めいわく駐車・放置自転車追放デー

こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

大阪府内における昨年の交通事故死者数１２７人を状態別で見ると、歩行者が４３人と最も多く、全体の約３割を占めており、また、過去５年間に発生した交通事故による歩行者の死者・重傷者数を類型別で見ると、横断中が最も多く、全体の６割を超えている状況にある。

幼児・児童（小学生）の死者・重傷者数については、状態別では歩行中が最も多く、うち児童（小学生）の死者・重傷者数は、登下校中が全体の約３割を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。

また、歩行中の交通事故死者数を年齢別で見ると、その約７割を６５歳以上の高齢者が占めている。

しかしながら、こどもや高齢者を含め、歩行者側にも約４割に何らかの原因（法令違反）が認められ、特に、横断歩道外横断、斜め横断や信号無視等、横断方法に関する法令違反が多く認められる。

このため、歩行者の交通事故を防止するためには、こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路環境を確保するとともに、全ての歩行者に対し、正しい横断方法を実践するよう促していくことが必要である。

推進機関・団体での推進項目

こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

○通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

○「ゾーン３０プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

○通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

○通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

歩行者の正しい横断方法の実践

○横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

○歩行中の幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

○安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進

○高齢歩行者の死亡事故の特徴（横断歩道外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

○反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

広報・実践促進事項

歩行者は

○大人がこどもの見本となる行動をしましょう。

○道路を横断するときは横断歩道を利用しましょう。ドライバー等車両の運転者に目と手で合図（ハンドサイン）を送り、安全を確認してから渡りましょう。

○交差点では、青信号でも必ず左右の安全確認をしましょう。

○道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視など、危険な行為はやめましょう。

○歩きスマホは危険です。注意力が散漫になる「ながら行為」はやめましょう。

運転者は

○こどもや高齢者の行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では速度を落とし、思いやりのある運転を心がけましょう。

地域・学校・職場では

○地域交通安全活動推進委員、教育関係者及び高年（齢）者交通安全リーダー等は、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しましょう。

○交通ルール遵守の重要性を周知し、交通安全意識の向上を図りましょう。

○車両等の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等と連携して、業務形態に対応した交通安全教育等を行うなどして、安全運転や交通事故情勢等に関するきめ細かな指導・情報提供を行いましょう。

家庭では

○こどもには横断歩道の渡り方など大人が手本を示し、具体的に指導しましょう。

○身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験をもとに、交通安全について家族で話し合いましょう。

歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

大阪府内において歩行者を死傷させた自動車等側の法令違反を過去５年累計で見ると、安全不確認に次いで歩行者妨害等が多く認められ、また、携帯電話等を使用しながら自動車を走行させる「ながら運転」が要因となった死亡・重傷事故も発生しているほか、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。

さらに、自動車乗車中における後部座席のシートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調である。

このため、ドライバー等の車両の運転者に対して、歩行者優先意識を徹底させるとともに、ながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用を促進していくことが必要である。

なお、７５歳以上の高齢運転者による交通死亡事故は、免許保有者人口当たりで見ると、７５歳未満の運転者と比較して多く発生しており、その要因としてハンドル操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていること等にも留意が必要である。

推進機関・団体での推進項目

運転者の歩行者優先意識等の徹底

○運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

○横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

○夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

ながら運転の根絶

○運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進

○業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

飲酒運転の根絶

○「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

○運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

妨害運転等の防止対策

○妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

○ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

高齢運転者の交通事故防止対策

○加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

○衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

○安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

二輪車運転者に対する広報啓発

○二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

○若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

○ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

○全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

○シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

○体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない６歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進

○高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

広報・実践促進事項

ドライバー等は

○横断歩道等では減速し、停止可能な速度で進行しましょう。

○危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離をとって運転しましょう。

○通話や画面注視などスマートフォン等の操作をしながらの運転はやめましょう。

○「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を徹底しましょう。

○みだりに車線変更をしてはいけません。進路を変更するときは、方向指示器を出し、バックミラーや目視で安全を確認しましょう。

○高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自らの運転適性能力や身体機能の変化を自覚し、ゆとりのある運転行動を心掛けましょう。

○二輪ライダーは、万一の交通事故に備え、ヘルメットや胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

○全ての座席の同乗者に、シートベルトを着用させましょう。

○チャイルドシートを適切に取付け、肩ベルトをしっかり締めるなど正しく使用しましょう。

地域・職場では

○自治会、こども会、老人クラブ等において、こどもや高齢者等の歩行者が交通事故に遭わないための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。

○広報誌・機関誌等に身近な交通事故事例やながら運転、飲酒運転による事故の悲惨さ、妨害運転の危険性を訴える記事の掲載に努めましょう。

○事業者等は、運転前後にアルコール検知器を使用し、飲酒運転の根絶に努めましょう。

○安全運転管理者等は、運転者に対し、ながら運転や飲酒運転、妨害運転の防止について教育し、安全運転を遵守させましょう。

○地域や職場で開催する交通安全教室や各種行事において、全ての座席のシートベルト着用及びチャイルドシートの使用の必要性と効果についての啓発に努め、正しい着用・使用を習慣づけましょう。

家庭では

○ながら運転の危険性について家族で話し合いましょう。

○「飲酒運転は絶対にしない・させない」を合言葉のもと、家族だけでなく友人同士などでお互いに注意し合いましょう。

○あおり運転に遭った場合に備え、ドライブレコーダーの設置について話し合いましょう。

○運転に自信がなくなったり、運転する機会が少なくなった高齢運転者がいる場合は、運転免許証の自主返納について家族で話し合いましょう。

○シートベルト及びチャイルドシートの必要性と効果について家族で話し合い、正しい着用・使用を習慣づけましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

大阪府内では、全交通事故に占める自転車関連事故の構成率は増加傾向にあり、自転車乗用中の死傷者数を年齢別で見ると、死者数及び重傷者数は６５歳以上の高齢者が多く、負傷者数は１６歳が最も多いという特徴がある。

また、昨年の自転車の交通事故発生状況については、事故件数、死者数、負傷者数、重傷者数はともに前年対比で減少したものの、全交通事故死者・重傷者数のうち自転車乗用中の死者・重傷者数が最も多く、全体の３６．９％を占めている。

しかし、自転車側にも約８割に何らかの法令違反が認められ、自転車運転中の携帯電話の使用（いわゆる「ながらスマホ」）が原因となる交通事故も増加傾向にある。

また、ヘルメットの着用が、交通事故の際に頭部への被害を軽減する効果があることは明らかであるが、昨年の自転車乗用中の交通事故死者数３４人のうちヘルメットを着用していたのは僅か２人であり、未だヘルメットの着用率は低い状態となっている。

他方、特定小型原動機付自転車（以下、「特定原付」という。）の交通事故発生状況については、特定原付が第１当事者となる交通事故が全体の約６割を占め、また、特定原付乗車中の負傷者４３人のうち、８割以上の３７人に法令違反が認められたほか、ヘルメットの着用者は僅か２人であった。

このため、自転車及び特定原付の交通事故を防止し、死者・重傷者等を減少させるためには、利用者が交通ルールを遵守し、ヘルメットの着用を徹底するための取組を推進することが重要である。

推進機関・団体での推進項目

自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

○全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

○夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進

○幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

○自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進

○自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知

○車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

○信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

○道路交通法の一部を改正する法律（令和６年法律第３４号）により、令和６年１１月１日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進

○自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

○シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

広報・実践促進事項

自転車に乗るときは

○大人もこどもも乗車用ヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

○自転車は車の仲間です。車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の交通ルールを守りましょう。

○信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。

○自転車の飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう。

○運転中スマートフォン等の使用、イヤホン等を使用して警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聴くことができないような音量で音楽等を聞きながらの運転、二人乗り、傘差し運転等の危険な運転はやめましょう。

○未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、シートベルトを着用しましょう。

○未就学児２人を自転車に乗せるときは、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。

○万一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

特定小型原動機付自転車に乗るときは

○運転するときは、万が一の事故に備え、乗車用ヘルメットを着用しましょう。○運転免許は不要ですが、運転できるのは１６歳以上ですので注意しましょう。

○車道の左側端の通行が原則です。

○歩道を通行することができるのは、特例特定小型原動機付自転車（時速６ｋｍを超える速度を出すことができないこと、最高速度表示灯を点滅させること等の条件を満たすもの）が「自転車歩道通行可」の道路標識・標示がある歩道を通行する場合に限られます。

その場合でも、歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

○右折時は二段階右折等の交通ルールを守りましょう。

○信号無視、一時停止、運転中のスマートフォン等の使用、二人乗り等は禁止です。絶対にやめましょう。

地域・職場では

○地域交通安全活動推進委員、高年（齢）者交通安全リーダー等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。

○事業者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、従業員に対し交通ルールの遵守等について指導を徹底しましょう。

家庭では

○万一の自転車事故に備え、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

○自転車に反射材を取り付け、夜間の事故防止に努めましょう。

○自転車の飲酒運転は犯罪です。お互い注意し合いましょう。

○自転車の正しい乗り方について話し合い、大人が模範となって交通ルールを守りましょう。

○自転車乗用中の交通事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

○自転車の定期的な点検整備を励行しましょう。

○特定小型原動機付自転車の正しい乗り方について話し合い、交通ルールを守りましょう。